

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。	一部	3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていく。	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第75号） 保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発0601第4号）	平成22年6月1日施行（措置済）	厚生労働省
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく生活介護等を利用することが困難な場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	一部	基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第75号）	平成22年6月1日実施（措置済）	厚生労働省
1205 (1214、 1221)	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	一部	車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置について、全国展開を行う。	各道路管理者及び各地方運輸局宛て通知で対応予定	平成22年9月に措置予定	国土交通省